

大阪市奨学条例の一部を改正する条例案

大阪市奨学条例（昭和24年大阪市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第1条中「又は高等専門学校」を「、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校（専攻科及び別科を除く。以下「高等学校等」という。）」に改める。

第6条中第1項を次のように改める。

奨学費は、入学又は学校教育に要した費用（授業料を除く。）に充てるため、次の各号に掲げる生徒の区分に応じ、当該各号に定める金額（大阪府から当該費用の負担を軽減することを目的とする金銭の給付を受けることができる場合にあっては、当該各号に定める金額から当該給付の額を控除した額）の範囲内において委員会が支給の決定をするものとする。ただし、当該給付の額が、当該各号に定める金額以上である場合は、支給の決定を行わない。

- (1) 第1学年に属する生徒（当該年度中に入学した者に限る。） 年額107,000円
- (2) 前号に掲げる生徒以外の生徒 年額72,000円

第6条第2項中「高等学校及び高等専門学校」を「高等学校等」に改める。

第8条を削る。

第7条第5号中「本市」を「本市及び大阪府」に、「前条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（奨学費の支給の決定の取消し）

第7条 奨学生が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による奨学費の支給の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により奨学費の支給の決定を受けたとき
- (2) 退学したとき
- (3) 第3条各号のいずれかに該当しない者となつたとき

(4) その他委員会が必要と認めたとき

第9条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

(奨学費の返還)

第9条 委員会は、第7条の規定により奨学費の支給の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に奨学費が支給されているときは、期限を定めて、当該取消しに係る額の奨学費の返還を求めることができる。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

奨学費の支給額を改めるとともに、奨学費の支給の決定の取消し及び返還に関し必要な事項を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市奨学条例 (抄)

(目 的)

第1条 この条例は、教育の機会均等を得させるため、能力があるにもかかわらず経済的理由のために高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校（専攻科及び別科を除く。以下「高等学校等」という。）の修学に困難な者に対し奨学費を支給することを目的とする。

(支給額等)

第6条 奨学費は、入学に要した費用を入学資金として、学校教育に要した費用（授業料を除く。）又は学校教育に要した費用（授業料を除く。）に充てるため、次の各号

く。）を学習資金として、それぞれ次に定める金額（大阪府から当該費用の負担を軽減することに掲げる生徒の区分に応じ、当該各号

とを目的とする金銭の給付を受けることができる場合にあつては、当該各号に定める金額から当該給付の額を控除した額）の範囲内において委員会が支給の決定をするものとする。ただし、当該給付の額が、当該各号に定める金額以上である場合は、支給の決定を行わない。

(1) 入学資金 35,000円

(1) 第1学年に属する生徒（当該年度中に入学した者に限る。） 年額107,000円

(2) 学習資金 省略
前号に掲げる生徒以外の生徒

2 奨学費を支給する期間は、当該奨学費の支給に係る高等学校及び高等専門学校における正規高等学校等

の修業年限を限度とする。

(奨学費の支給の決定の取消し)

第7条 奨学生が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による奨学費の支給の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により奨学費の支給の決定を受けたとき

(2) 退学したとき

(3) 第3条各号のいずれかに該当しない者となつたとき

(4) その他委員会が必要と認めたとき

(奨学費の支給の停止又は減額)

第7条 奨学生が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、奨学費の支給を停止し、
第8条

又は奨学費を減額することがある。

(1)-(4) 省 略

(5) 本市及び大阪府以外の者から前条 第1項に規定する費用の負担を軽減することを目的と
第6条

する金銭の給付を受けることとなつたとき

(6)-(8) 省 略

(奨学費の返還)

第8条 奨学費は返還を要しない。但し、奨学生がこの条例の規定に反したときは、この限りでない。

(奨学費の返還)

第9条 委員会は、第7条の規定により奨学費の支給の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に奨学費が支給されているときは、期限を定めて、当該取消しに係る額の奨学費の返還を求めることができる。

(施行の細目)

第9条 省 略

第10条